

## 第 1 回 酒田市教育振興基本計画策定検討委員会

日 時 令和 5 年 7 月 3 1 日 (月)  
午後 1 時 3 0 分～

場 所 酒田市役所 第 2 委員会室

### 次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長・副委員長選出
- 5 委員長・副委員長挨拶
- 6 会議の運営について
- 7 酒田市教育振興基本計画（後期計画）の策定について
- 8 意見交換
- 9 その他
- 10 閉会

# 「教育基本法」抜粋、及び「酒田市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱」

## ○教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）抜粋

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## ○酒田市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

（令和 5 年 3 月 15 日教育委員会告示第 20 号）

（設置）

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づく本市における教育の振興のための基本的な計画の策定に関し、教育に関する様々な関係者の意見を広く反映させるため、酒田市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討委員会は、第 2 期酒田市教育振興基本計画後期計画（以下「計画」という。）に関する事項を検討し、計画の策定段階において助言等を行う。

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育の振興に関連のある団体から推薦された者
- (3) 小学生又は中学生の保護者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、企画管理課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。